

令和5年さぬき市議会第1回臨時会議案

令和5年6月1日提出

市長提出議案

- 議案第35号 専決処分の承認について（さぬき市税条例の一部改正）
- 議案第36号 専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険税条例の一部改正）
- 議案第37号 専決処分の承認について（さぬき市介護保険条例の一部改正）
- 議案第38号 専決処分の承認について（さぬき市印鑑条例及びさぬき市手数料条例の一部改正）
- 議案第39号 専決処分の承認について（令和5年度さぬき市一般会計補正予算（第1号））

議案第 35 号

専決処分の承認について（さぬき市税条例の一部改正）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

専 決 処 分 書

さぬき市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

さぬき市長 大山茂樹

記

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第46条中「又は」の次に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第

15条第25項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第19項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第20項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項を次のように改める。

25 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とし、附則第15条の2の3を附則第15条の2の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この

項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定は、令和5年7月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後のさぬき市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資

産」という。) (中小事業者等が、同条に規定するリース取引 (以下この項において「リース取引」という。)) に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前のさぬき市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第36号

専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険税条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

さぬき市長 大山茂樹

記

さぬき市国民健康保険税条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険税条例（平成14年さぬき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第23条の2中「第25条の2」を「第25条の2第1項」に改める。

第25条の2第2項中「その他の特例対象被保険者であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第4項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第5項、第6項、第8項から第11項まで、第14項及び第15項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のさぬき市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 37 号

専決処分の承認について（さぬき市介護保険条例の一部改正）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

専 決 処 分 書

さぬき市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

さぬき市介護保険条例の一部改正について

さぬき市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市介護保険条例の一部を改正する条例

さぬき市介護保険条例（平成14年さぬき市条例第131号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「除く。）」の次に「及び令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第38号

専決処分の承認について（さぬき市印鑑条例及びさぬき市
手数料条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

さぬき市印鑑条例及びさぬき市手数料条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月2日

さぬき市長 大山茂樹

記

さぬき市印鑑条例及びさぬき市手数料条例の一部改正について

さぬき市印鑑条例及びさぬき市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市印鑑条例及びさぬき市手数料条例の一部を改正する条例

(さぬき市印鑑条例の一部改正)

第1条 さぬき市印鑑条例(平成14年さぬき市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第14条中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

(さぬき市手数料条例の一部改正)

第2条 さぬき市手数料条例(平成14年さぬき市条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年5月11日から施行する。

議案第39号

専決処分の承認について（令和5年度さぬき市一般会計補正予算
（第1号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

令和5年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月25日

さぬき市長 大山 茂 樹

記

令和5年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）について

令和5年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和5年度さぬき市一般会計補正予算
(第 1 号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和5年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,076,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月25日専決

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45. 分担金及び負担金		273,778	110	273,888
	10. 負担金	273,777	110	273,887
55. 国庫支出金		2,590,687	65,870	2,656,557
	10. 国庫補助金	587,583	65,870	653,453
75. 繰入金		4,451,386	209,982	4,661,368
	10. 基金繰入金	4,371,440	209,982	4,581,422
85. 諸収入		934,415	238	934,653
	25. 雑収入	237,861	238	238,099
歳入	合計	27,800,000	276,200	28,076,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 民生費		7,592,018	268,552	7,860,570
	5. 社会福祉費	4,219,546	201,300	4,420,846
	10. 児童福祉費	2,916,825	67,252	2,984,077
20. 衛生費		2,325,485	1,170	2,326,655
	5. 保健衛生費	1,025,556	1,170	1,026,726
30. 農林水産業費		653,932	5,810	659,742
	5. 農業費	550,306	5,810	556,116
40. 土木費		2,689,273	668	2,689,941
	10. 道路橋梁費	610,657	668	611,325
歳出合計		27,800,000	276,200	28,076,200